平成２３年（フ）第４６０号
山梨県甲斐市竜王2790番地２　Ｆ棟
債務者　武井　　啓
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４６７号
山梨県甲府市下河原町３番25―28号
債務者　西野　　進
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４７８号
山梨県甲府市里吉３丁目２番17号　ハイツ米山Ａ―102
債務者　楠　　正樹
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第７６号
長野県飯田市東中央通５丁目17番地　清水荘８号
債務者　髙橋　博光
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２３年（フ）第７７号
長野県飯田市鼎下山1262番地　関口南ホーム５号
債務者　垣原　幸與
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２３年（フ）第７８号
長野県飯田市座光寺888番地１　市営住宅47―20号
債務者　宮下　理恵
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２３年（フ）第２５３号
三重県員弁郡東員町大字南大社2200番地２
債務者　加藤みどり
1　決定年月日時　平成23年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第２５７号
三重県桑名市大字地蔵27番地10　ベルメゾンセリエ101号
債務者　松島　清和
1　決定年月日時　平成23年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第２５８号
三重県桑名市大字地蔵27番地10　ベルメゾンセリエ101号
債務者　松島　洋子
1　決定年月日時　平成23年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第２７０号
三重県三重郡菰野町大羽根園青葉町８番地34、前住所名古屋市中村区名駅５丁目33番21号
債務者　木方理香子
1　決定年月日時　平成23年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第２６９７号
横浜市南区高根町３丁目17番地　大賀荘
債務者　森川　　徹
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２９８０号
横浜市都筑区南山田３丁目９番21号　グレイスＢ101
債務者　二宮佳代子
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３０９２号
横浜市泉区和泉町2044番地５　サニーハイツ101号
債務者　石井　保之
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３１０７号
神奈川県大和市下鶴間3009番地２　サンハイム下鶴間１―201号
債務者　嶋崎　孝洋
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３１０８号
神奈川県大和市下鶴間3009番地２　サンハイム下鶴間１―201号
債務者　嶋崎　文子
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３１３８号
横浜市鶴見区梶山１丁目15番17号　石川ハイツ102
債務者　亀田千恵子
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部